国税でクレジットカード納付がスタート

地方税の一部では、従前からクレジットカードでの納付が可能でしたが、今年1月から国税においてもクレジットカード納付が可能となりました。本号では、国税のクレジットカード納付の概要と、そのメリット、デメリットについて解説します。

■クレジットカード納付の概要

クレジットカード納付とは、インターネット 上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税 の納付の立替払いを委託することにより国税を 納付する手続です。

納付受託者が運営する「国税クレジットカードお支払サイト(https://kokuzei.noufu.jp/)」において、クレジットカードにより24時間いつでも納付が可能となります。

■対象となる税目

対象となるのは下表に掲げる税目で、申告所 得税、法人税、消費税、贈与税、相続税など、 法人及び個人が負担するほぼ全ての税目で利用 可能です。

申告所得税及び復興特別所得税	酒税	
消費税及び地方消費税	たばこ税	
法人税 (連結納税を含む)	たばこ税及びたばこ特別税	
地方法人税 (連結納税を含む)	石油税	
相続税	石油石炭税	
贈与税	電源開発促進税	
源泉所得税及び復興特別所得税(告知分)	揮発油税及び地方道路税	
源泉所得税(告知分)	揮発油税及び地方揮発油税	
申告所得税	石油ガス税	
復興特別法人税(連結納税を含む)	航空機燃料税	
消費税	登録免許税 (告知分)	
印紙税	自動車重量税(告知分)	

■留意事項

- ①クレジットカード納付ができる金額は、1,000 万円未満で、かつ、利用するクレジットカー ドの決済可能額以下の金額(④の決済手数料 含む)です。
- ②領収証書が発行されないため、領収証書が必要な場合には、最寄りの金融機関又は所轄の 税務署の窓口で納付する必要があります。
- ③クレジットカード納付をしてから、納付済の 納税証明書の発行が可能となるまで、3週間 程度かかる場合があります。

④クレジットカード納付では、納付税額に応じ た決済手数料がかかります。

納付税額	決済手数料 (税込)			
1円~10,000円	82円			
10,001円~20,000円	164円			
20,001円~30,000円	246円			
30,001円~40,000円	328円			
40,001円~50,000円	410円			
N/2 10 000 EL + 17 = 7 3	** 」 / ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			

以降、10,000円を超えるごとに決済手数料 82円が加算されます。

- ⑤利用可能なクレジットカードは、Visa、 Mastercard、JCB、American Express、 Diners Club、TS CUBIC CARDです。
- ⑥インターネットサイト上のみの手続であり、 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の 窓口において、クレジットカードで納付する ことはできません。

■クレジットカード納付のメリット

- •納期限に資金繰りが厳しい場合には、クレジットカードの引落日まで、支払日を延長で きる。
- ・クレジットカード会社との契約内容により支 払回数を選択できるため、実質的に延納や分 納と同様の効果がある。
- 24 時間対応し、インターネット上で納税手 続が完結するため手間が省ける。
- クレジットカードのポイントが貯まる(クレジットカード会社の規約による)。

■クレジットカード納付のデメリット

- ・納付ごとに、納付税額に応じた決済手数料を 負担しなければならない。
- 納期ごとに自動的に決済される現行の振替納 税制度とは異なり、継続的な納付手続ではないので、その都度納付手続を行う必要がある。

(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

「雇用保険の適用拡大」について

1. 雇用保険の適用拡大について

平成28年12月末までは、65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者が「高年齢継続被保険者」とされていましたが、平成29年1月1日以降、新たに65歳以上の労働者になった方についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。具体的には以下の通りです。

- (1) 平成29年1月1日以降に、新たに65歳以上の 労働者を雇用した場合
 - → 雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある)を満たす場合は、「高年齢被保険者」となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに資格取得届を提出します。



- (2) 平成28年12月末までに雇用し、平成29年1 月1日以降も継続して雇用している場合
 - → 雇用保険の適用要件を満たす場合は、平成 29年3月31日までに資格取得届を提出します。



- (3) 平成28年12月末日時点で「高年齢継続被保 険者」である労働者を平成29年1月1日以降も 継続雇用している場合
 - → 既に、資格取得手続きは行われていますの で、届出は不要です。



2. 雇用保険料について

今までは、4月1日時点で64歳以上の雇用保険被保険者は保険料の徴収免除となっていましたが、今回の適用拡大により、保険料の徴収免除は廃止され、原則通り徴収されることになりました。ただし、平成31年3月31日までは経過措置により、今までと同様に、保険料が免除されます。

平成28年度	保険料率	事業主	労働者
雇用保険率		負担分	負担分
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000

- ※ 農林水産・清酒製造業は13/1000、建設業は14/1000
- ※ 平成29年度の雇用保険率については変更になる見通 しです

3. 労働者が希望しない場合は?

- Q 65歳以上の労働者が雇用保険の適用を希望 しない場合はどうすればよいでしょうか?
- A 前述した雇用保険の適用要件に該当すれば、 事業主や労働者の希望の有無に関わらず、必ず 適用になります。

4. 高年齢求職者給付金

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となるため、離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6ヶ月以上あり、積極的に就職する意思がある場合は、高年齢求職者給付金が支給(年金と併用可)されます。つまり、65歳以上で被保険者になり、離職した場合であっても、受給要件を満たせば給付が行われることになりますので、就職と離職を繰り返した場合でも受給できるようになります。また、「高年齢被保険者」は雇用保険の被保険者なので、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金についても通常の被保険者と同様に、要件を満たせば支給対象となります。

(特定社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)